

令和3年度 プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業 公募要領

令和3年7月
デロイトトーマツコンサルティング合同会社

1. 事業の目的

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

そのような中で、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「新法」という。）が制定されました。新法は、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進し、循環経済への移行を進めるものとしており、その一環として市区町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルを促進するための措置が設けられているところです。

本事業ではこのような背景を踏まえ、新制度へスムーズに移行するため、市区町村が主体となって実施する分別収集・リサイクルに係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的とします。

なお、本事業に関する運営は、請負事業者である「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」（以下「当社」という。）が実施します。

2. 対象事業

対象事業は、市区町村の行う新法に即したプラスチック資源（プラスチック製の容器包装及びその他製品）の効率的な分別収集・リサイクルの推進に資する先進的な取組とします。

本事業における具体的な取組内容の例としては、

- ・ プラスチック製の容器包装廃棄物とその他プラスチック使用製品廃棄物の一括回収に係る実証（収集運搬、選別等を含む）
- ・ 市町村とリサイクル事業者が分別収集・リサイクルを効率的に実施するための調査・検討（分別収集、分別収集物のリサイクル可能性の調査等を含む。）
- ・ 上記の分別収集・リサイクルを行う上での異物混入対策の検討等が想定されます。

また、本事業は、その実施を通じて、プラスチック資源循環のより効率的・効果的な実施に資するものであることとし、事業の有効性、資源循環の高度化・拡大への寄与、エネルギー・温室効果ガス排出量の削減の効果等を検証するとともに、社会実装及び他地域への波及を想定した場合の課題等を検証する

ものであることとします。

(抜粋) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

第32条 (再商品化の委託)

市町村は、分別収集物(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人に委託することができる。

第33条 (再商品化計画の認定)

市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の再商品化の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、新法に即したプラスチック資源の分別収集・リサイクルに今後取り組むことを予定している市区町村(一部事務組合、複数市区町村による応募も可能)とします。ただし、管轄内の複数市区町村が共同で分別収集計画を予定している場合には都道府県が代表する提案者として申請することを可能とします。

4. 本先進的モデル形成支援事業での支援内容

本事業に採択された提案者には、新法に即したプラスチック資源の分別収集・リサイクルの実施に向けた円滑な実施を支援するため、現状の検討状況やニーズを踏まえ、必要な支援を実施します。提案者は、モデル的な実証事業実施の必要性やプラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた実施のための情報収集の必要性などを検討し、各支援の内容を確認の上、希望する支援内容を申請書に記載してください。

下記に代表的な支援の例を記載しますのでご参照ください。これに当てはまらない支援内容については、個別に記載していただいても結構ですが、内容・業務量によっては本事業で支援できない可能性があることについて、あらかじめご留意ください。

なお、本事業における支援については、1件あたり総額500~1,000万円程度(当社による検討等による人件費等を含む。)を想定し、応募状況等により調整させていただく可能性があります。また、本支援により支払いが発生する費用等については、当社より各事業者あてに委託、支払を行いますので、原則、提案者において費用の徴収及び支払事務は発生せず、当社から提案者への支払いもないものとします。

【採択者に対して実施する支援】

- ・ 本事業の実施計画の作成支援

採択後、提案者が作成した実施計画書の内容を再精査し、具体性・目標設定の妥当性・スケジュールの実現可能性・効果測定の妥当性の視点で必要に応じ

た助言を行います。

- ・ プラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた課題整理・対策検討支援
本事業を通して得られた結果を踏まえ、必要に応じて協議の場を設け、新制度導入に向けた課題整理や課題への対策検討、それらの結果の整理・とりまとめを行います。
- ・ 事業実施期間中の問い合わせ対応
事業期間中に本事業に関することで不明な点や相談事項が生じた場合にメールや電話などで助言を行います。

【採択者の希望に応じて実施する支援の例】

- (1) プラスチック資源を一括で回収した収集物の開袋・組成分析サンプル調査
モデル実証事業を実施する場合や、既に一括回収を実施している場合、回収された収集物の開袋・組成分析のサンプル調査を実施し、分析結果のデータを提供します。本支援を希望される場合、事前に調査方法（サンプリングの方法、調査時期、分析内容等）について当社及び当社から委託を受けた調査実施事業者と協議を行います。提案者には調査実施時の保管施設での開袋スペースの提供などに協力いただく場合があります。
なお、提案者において調査実施事業者の指定がある場合は相談に応じます。
- (2) 関係者との調整支援
モデル実証事業や再商品化計画の実施体制に含まれる関係者（収集運搬事業者、再資源化事業者、対象地域の自治会などを想定）との実施に向けた調整を行う際に、必要に応じて同席し、本事業の趣旨の説明、実施内容及び合意すべき事項の助言、必要となる資料作成支援等を行います。関係者との調整や交渉は提案者が行っていたことが基本となる点にご留意ください。
- (3) 住民への周知等に関わる支援
モデル実証事業を実施する地域の住民への実証事業の説明・周知の際に使用する資料について、説明資料の素案の作成を行います。
実施後のアンケート・ヒアリング調査を行う場合は、その結果の集計・とりまとめを行います。
- (4) 環境影響改善効果や経済性効果の検証支援
環境影響改善効果や経済性効果について提案者からの提供情報に基づいて事務局にて試算し、結果を提供します。効果の試算に当たっては提案者や(2)で実施体制に含まれる関係者からの情報提供が前提となります。必要

な情報や情報の集め方などについては採択後の実施計画の検討の際に協議を行います。

※各支援メニューにおいて事前の相談等が必要な場合、原則オンライン会議又は電話等のリモートでの実施とします。

5. 事業実施期間

事業採択後、令和4年2月28日（月）までに実施するものとします。

6. 選考

(1) 選考方法

申請書をもとに書類審査を行います。必要に応じて提案者へヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 選考基準

プラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた制度への移行が明確であり、移行までの計画がより具体的である市区町村を優先に、以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧ください。

- ① 新法に即したプラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた全体像の具体性・効果
- ② 本事業において希望する支援内容の具体性・妥当性
- ③ 本事業における実施の体制
- ④ 事業実施における工夫の有無及びその内容

(3) 選考結果

最終選考結果は、令和3年8月中旬をめぐりに電子メールにて連絡します。

また、採択された事業については、提案者名、事業概要などの公表を予定しています。

7. 応募方法

(1) 応募方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式（電子媒体）を以下の提出先まで電子メールにて送付してください。また、電子メールの送信に当たっては、提案者名、担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載の上、件名を「【提出】プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業申請書類」として、申請書提出先まで送信してください。

なお、提出先への郵送、ファクシミリのみでの応募は受け付けません。

(2) 申請書提出先
デロイトトーマツコンサルティング合同会社
住所：東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
E-mail:r3_plastic_recycle@tohmatu.co.jp

(3) 申請書受付期間
令和3年7月30日(金)17時(必着)

(4) 公募に関する質問
提案者名、質問内容、担当者名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載の上、件名を「【質問】プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」として、以下の提出先まで、電子メールにて提出してください。質問への回答は、提出者へ電子メールにより行います。

質問提出先

E-mail:r3_plastic_recycle@tohmatu.co.jp

質問受付期間

令和3年7月23日(金)17時(必着)

(質問への回答は、質問受付から5営業日以内を目処に送付します。)

(5) スケジュール(再掲)
公募に関わる全体のスケジュールは下記のとおりです。
公募開始 : 令和3年7月2日(金)
質問受付 : 令和3年7月23日(金)17時(必着)
(質問への回答は、質問受付から5営業日以内を目処に送付)
応募書類提出 : 令和3年7月30日(金)17時(必着)
ヒアリング : 必要に応じて別途連絡 選考
結果通知 : 令和3年8月中旬頃

8. 注意事項

(1) 提案者

複数の市区町村が連携して申請する場合は、そのうち、全体の取りまとめを行う者として1市区町村(3における都道府県を含む。)が代表して行うこととします。

(2) 廃棄物処理法上の取扱いについて

本事業において、分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の処理を行う場合は、当該処理が廃棄物を使用した試験研究に該当するかどうかを勘案のうえ、事前に廃棄物処理法上の支障が生じないよう提案者において必要な関係者との調整を行っておくこととなります。

(廃棄物の試験研究への使用については、平成18年3月31日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知(環廃産発060331001号)を参照すること)

(3) 採択された場合の留意点

採択された事業の提案者は、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなります。また、事業期間中において、環境省担当官及び当社関係者が、事業実施場所に訪問し、現地確認及びヒアリングを行うことがありますので、あらかじめ、ご了承ください。

(4) 成果の公表・発表

本事業で実施した内容については、本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で提案者に発表いただく場合がありますので、ご了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて、その後の事業進捗状況等、必要な情報等を提示いただく場合があります。あわせて、本事業の概要及び報告書については環境省で公表することになります。

また、本事業の実施結果については、提案者において公表を行う場合には、内容について事前に当社に確認する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に当社に確認する必要があります。

(5) 免責事項

- ① 本事業に関わる全ての組織及びその役員等は暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとす。

(別添)

プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業評価基準表

評価項目	評価基準	配点	
① 新法に即したプラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた全体像の具体性・効果			
具体性	プラスチック資源循環法を踏まえた新たな分別収集・再商品化の取組について、提案者は課題を特定し、将来像を想定したうえで計画が具体的かつ実現可能な内容で提案されているか。	20	35
効果	提案者の現状を分析したうえで、新たな分別収集・再商品化の取組が導入された場合に期待される効果を把握できているか（リサイクル率の向上、収集量の増加など）。	15	
② 本事業において希望する支援内容の具体性・妥当性			
具体性	本事業による支援内容が、具体的かつ実施可能なものとして提案なされているか。	5	30
妥当性	支援内容が、提案者の目指す全体像を推進する上で、対処すべき課題を特定し、その課題解決のために求めた適切な内容となっているか。また、その内容は明確かつ具体的になっているか。	25	
③ 本事業における実施の体制			
実施体制	事業実施に当たり、提案者及び再商品化事業者その他必要な関係者を含め、実現可能な体制となっているか。また、提案者自身の主体的な役割を含め、実施主体間での役割分担、責任分担が明確であり、また実施に当たっての関係者間での合意が図られているか。	20	20
④ 事業実施における工夫の有無及びその内容			
事業実施までの準備	事業実施に向けて、事前に必要なデータの整理や関係者との協議を行うなど事業実施のための準備を講じているか。また、不足しているデータなどが特定されているか。	10	15
事業実施における工夫	事業実施に当たり、関係者や地域住民の受け入れやすさ、参加しやすさなどについて、円滑な実施に向けた工夫がなされているか。	5	
合計		100	100